

令和6年度介護報酬改定については、下記をご確認ください。（外部サイト）

■厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

■介護保険最新情報掲載ページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

1 練馬区 訪問型サービス

- ・ A2、A3とも基本報酬の合成単位数は変更なし。
- ・ 令和6年4・5月の算定は、イ（月額報酬）を用いて算定する。
- ・ 回数コードの適用要件も変更なし。
- ・ 身体介護加算（区独自）変更なし。週に1回程度・1月につき35単位加算、
週に2回程度・1月につき70単位加算
週に2回を超える程度・1月につき112単位加算
- ・ 初回加算 変更なし。200単位加算
- ・ 生活機能向上連携加算 変更なし。I 100単位加算、II 200単位加算
- ・ 月額報酬の場合で、1週に2回を超える程度（訪問型サービスⅢ・週3回程度）の利用について、利用の要件は変更なし。

以下は、**介護保険最新情報 Vol. 1212 費用告示からの抜粋**。

介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数または内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

			A2	A3
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (月額報酬)	1月につき	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,141 単位
		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,279 単位
		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	3,615 単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合 (A2 上限 3,727 単	1回につき	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	<u>287 単位</u> (13回まで)	<u>278 単位</u>

位)	(2)生活援助が中心である場合 (現に要した時間ではなく、訪問型計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で算定)	(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	<u>179 単位</u> (21回まで)	<u>174 単位</u>
		(二)所要時間 45分以上の場合	<u>220 単位</u> (17回まで)	<u>213 単位</u>
	(3)短時間の身体介護が中心である場合 (利用者の身体に直接接触して行う介助、これを行うために必要な準備および後始末、日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助および専門的な援助を行った場合)		<u>163 単位</u> (23回まで)	<u>158 単位</u>

○ イ、ロ(1)および(3)については、生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は算定できない。

○ 虐待防止措置未実施減算の新設 所定単位数から 1/100 減算（令和6年4月適用）

○ 業務継続計画未実施減算の新設 所定単位数から 1/100 減算（令和7年4月適用）

○ 同一建物減算の改定 1月当たりの利用者が 20人以上 所定単位の 90/100
1月当たりの利用者が 50人以上 所定単位の 85/100
別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 1回につき 所定単位の 88/100

○ 口腔連携強化加算の新設 1月に1回に限り 50 単位加算

○ 介護職員処遇改善加算の改定（口腔連携強化加算の新設による変更）（R6.4.1~R6.5.31）

(1) 137/1000

(2) 100/1000

(3) 55/1000

※ (4) (5) 廃止

○ 介護職員等特定処遇改善加算の改定（口腔連携強化加算の新設による変更）（R6.4.1~R6.5.31）

(1) 63/1000

(2) 42/1000

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算の改定（口腔連携強化加算の新設による変更）（R6.4.1~R6.5.31）
24/1000

○ 介護職員処遇改善加算の改定（R6.6.1~）

(1) 245/1000

(2) 224/1000

(3) 182/1000

(4) 145/1000

○ 介護職員等処遇改善加算の改定（R6.6.1～R7.3.31）

（5）

1	221/1000
2	208/1000
3	200/1000
4	187/1000
5	184/1000
6	163/1000
7	163/1000
8	158/1000
9	142/1000
10	139/1000
11	121/1000
12	118/1000
13	100/1000
14	76/1000

○ 介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算の廃止(R6.5.31)

2 通所型サービス

- ・ A6、A7とも、基本報酬の合成単位はプラス改定。（運動器機能向上加算の包括化による）
- ・ 対象者の変更なし。
- ・ 回数コードの適用要件は変更なし。

介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数または内容で、それぞれ所定単位を算定する。

		対象者はすべて事業対象者・要支援1・要支援2	A6	A7
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (月額報酬) (回数コード適用あり)	1月につき	(1) 1週に1回程度（通所型サービスⅠ） ※回数コード適用時（通所型サービスⅢ）	<u>1,798 単位</u>	<u>1,744 単位</u>
		(2) 1週に2回程度（通所型サービスⅡ） ※回数コード適用時（通所型サービスⅣ）	<u>3,621 単位</u>	<u>3,512 単位</u>
ロ 1月当たりの回数を定める場合	1回につき	(1) 1週に1回程度（通所型サービスⅢ） ※ 1月につき4回を限度	<u>436 単位</u>	<u>423 単位</u>
		(2) 1週に2回程度（通所型サービスⅣ） ※ 1月につき8回を限度	<u>447 単位</u>	<u>434 単位</u>

0600501 現在 令和6年度介護報酬改定（介護予防・生活支援サービス事業）

- 定員超過、人員欠如に該当する場合、減算（単位数の変更なし）
- 虐待防止措置未実施減算の新設 所定単位数から 1/100 減算（令和6年4月適用）17 単位減算
- 業務継続計画未実施減算の新設 所定単位数から 1/100 減算（令和7年4月適用）
- 同一建物減算の改定 イ(1)を算定している場合（1月につき） 所定単位数から 376 単位減算
イ(2)を算定している場合（1月につき） 所定単位数から 752 単位減算
ロを算定している場合（1回につき） 所定単位数から 94 単位減算
- 送迎減算の新設 利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位減算
イ(1)を算定している場合（1月につき）376 単位を限度として減算 @47×2（往復）×4 週
イ(2)を算定している場合（1月につき）752 単位を限度として減算 @47×2（往復）×4 週×2 回

ただし、同一建物減算を算定している場合は、この限りでない。

- 運動器機能向上連携加算の廃止（基本報酬への包括化）（R6.3.31）（参考：225 単位）
⇒個別支援計画の作成・モニタリング不要
- 一体的サービス提供加算の新設（1月につき） 480 単位
栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを いずれも 実施した場合に算定
栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
- 選択的サービス複数実施加算の廃止（R6.3.31）（一部一体的サービス提供加算へ）
- 事業所評価加算の廃止（R6.3.31）
- 介護職員処遇改善加算の改定（事業所評価加算の廃止等による変更）（R6.4.1~R6.5.31）
 - （1）59/1000
 - （2）43/1000
 - （3）23/1000
 - ※（4）（5）廃止
- 介護職員等特定処遇改善加算の改定（事業所評価加算の廃止による変更）（R6.4.1~R6.5.31）
 - （1）12/1000
 - （2）10/1000
- 介護職員等ベースアップ等支援加算の改定（事業所評価加算の廃止による変更）（R6.4.1~R6.5.31）
11/1000
- 介護職員処遇改善加算の改定（R6.6.1~）
 - （1）92/1000
 - （2）90/1000
 - （3）80/1000
 - （4）64/1000
- 介護職員等処遇改善加算の改定（R6.6.1~R7.3.31）
 - （1）81/1000
 - （2）76/1000
 - （3）79/1000

0600501 現在 令和6年度介護報酬改定（介護予防・生活支援サービス事業）

(4) 74/1000

(5) 65/1000

(6) 63/1000

(7) 56/1000

(8) 69/1000

(9) 54/1000

(10) 45/1000

(11) 53/1000

(12) 43/1000

(13) 44/1000

(14) 33/1000

○ 介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算の廃止（R6.5.31）

0600501 現在 令和6年度介護報酬改定（介護予防・生活支援サービス事業）

（参考資料）

介護保険最新情報 Vol.1212（令和6年3月15日）

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正告示別表 単位数表

介護保険最新情報 Vol.1213（令和6年3月15日）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

介護保険最新情報 Vol.1221（令和6年3月15日）

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について

介護保険最新情報 Vol.1222（令和6年3月15日）

「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

介護保険最新情報 Vol.1225（令和6年3月15日）

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について
問9～13【訪問介護】同一建物加算
問65～67【通所介護】送迎減算
問164～169【全サービス共通】減算

介護保険最新情報 Vol.1245（令和6年3月15日）

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和6年3月29日）」の送付について
問5～7【居宅介護支援】モニタリング・初回加算

介護保険最新情報 Vol.1227（令和6年3月15日）

「令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について」

厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課_事務連絡（令和6年3月18日）

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その4）」

厚生労働省老健局長通知老発0315第2号（令和6年3月15日）

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について」